

① 教育課程編成委員会については、次のとおり位置付けている。

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																								
高知開成専門学校	平成10年3月12日	氏原 知郷	〒780-0945 高知市本宮町65番地7 (電話) 088-850-0200																								
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																								
学校法人日翔学園	平成10年3月12日	氏原 憲二	〒780-0945 高知市本宮町65番地7 (電話) 088-850-0200																								
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																							
医療	医療専門課程	看護学科	平成28年文部科学省 告示第18号	—																							
学科の目的	地域を活性化できる人材育成を理念とし地域で暮らす人々の健康生活の向上に貢献できる職業人としての看護実践能力をもった看護師を育成する。また、人への愛と尊敬を持ち、健全な社会性と豊かな人間性をもった社会人、科学的思考と判断力をもった医療人として育つことができる看護師を育成することを目的とする。																										
認定年月日	平成28年2月29日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
	3年 昼間	3015時間	1980時間	時間	1035時間	時間	時間																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
120人	110人	4人	8人	0人	8人																						
学期制度	■前期: 4月1日～ 9月30日 ■後期:10月1日～ 3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 各期の定期試験の点数と出席時数に従って判定する。秀、優、良、可の評定の場合に単位を修得したものとす。																							
長期休み	■学年始: 4月 1日～ 4月 6日 ■夏季: 8月 1日～ 8月31日 ■冬季:12月25日～ 1月10日		卒業・進級条件	(卒業の認定) ①3年間の履修科目の103単位を全て修得し、かつ授業時数が3015時間であること ②学納金が全額納入済みであること (進級の認定) ①各年次の全ての授業科目の単位を履修し、各授業科目の出席時数が3分の2以上であること ②学納金が全額納入済みであること																							
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 複数担任制を導入し、学生が学業などの悩みを相談できるようにし、面談での対応と補習の実施などを行っている。		課外活動	■課外活動の種類 ボランティア活動(旭地区清掃活動、高知県主催おもてなし一斉清掃、災害救護訓練)、学園祭実行委員会、スポーツ大会委員会など ■サークル活動: 有																							
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成29年度卒業生) 愛宕病院、高知赤十字病院、高知大学医学部付属病院、芸西病院、三愛病院、細木病院、因南病院、内田脳神経外科、野市中央病院、高知鏡川病院、JA高知病院、もみのき病院、福田心臓血管科消化器内科、南国病院、島津病院、高吾北広域町村組合、土佐市民病院、竹下病院、森澤病院、高北国民健康保険病院、高知総合リハビリテーション病院、いずみの病院、細木ユニティ病院、須崎くろしお病院、くぼかわ病院、高知記念病院 ■就職指導内容 「複数担任制」や「学生支援センター設置」で学生が相談しやすい環境と就職サポート体制を整えている。毎年4月には「病院奨学金説明会」を実施し、学生への個別相談や病院見学、履歴書作成や面接指導なども行っている。公立病院を希望する学生に対しては、公務員担当の教員が補習を実施し、公務員試験対策もできる環境を構築している。 ■卒業者数 39人 ■就職希望者数 39人 ■就職者数 39人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 ・進学者数: 0人  (平成 29 年度卒業者に関する 平成30年5月1日 時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業者に関する平成30年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師 国家試験</td> <td>②</td> <td>39人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	看護師 国家試験	②	39人	36人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																								
看護師 国家試験	②	39人	36人																								
0	0	0	0																								
0	0	0	0																								
0	0	0	0																								
中途退学の現状	■中途退学者 3名 平成29年4月1日時点において、在学者116名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者113名(平成30年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更(※うち1名は他学科に転科)、勉強面・経済面の理由 ■中退防止・中退者支援のための取組 学生が学業などで悩みがあれば、すぐに相談できるように「複数担任制」を導入している。また、「学生支援センター」を設置し、就職・進学の相談だけでなく、学費支援やその他の悩み相談なども受け付け、教職員が親身になって相談に応じている。四者面談の実施や後援会総会、ホーム懇談会などを通じて、保護者と協力して学生を支える仕組みも作り、学校生活の状況なども保護者と密に連絡を取っている。		■中退率 3 %																								

<p>経済的支援制度</p>	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有)無</p> <p>(1)開成看護学科・学費貸付制度、(2)開成学費貸付奨学金、(3)開成育英制度</p> <p>■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象</p> <p>※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載</p>
<p>第三者による学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 有・無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)</p>
<p>当該学科のホームページURL</p>	<p><a href="http://www.kcom.ac.jp">http://www.kcom.ac.jp</a></p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

産業界と連携をしながら教育の質の向上をはかる目的に向かうための、基礎となる委員会であり、企業等と連携し、企業等から委員を招き、業界の事情、求められる技術、教育の内容を点検評価しつつ、カリキュラムの編成や、教育の向上に役立てる。特に本校は、産業界現場に注目し、その意見を多数集めることに留意しており、教育主体は本校であることの自覚の上に立って、よく話を聞き、教育に活かす。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

① 教育課程編成委員会については、次のとおりに位置付けている。

- 教育の質向上を図るための委員会についての基本姿勢は次のこととする。
  - ・教育を行うのは学校であること(主体性)を意識しつつ、委員会を年2回以上開催して情報を集める。
  - ・組織的取り組みによって職業実践教育の質向上を担保し、それを学生と教員にフィードバックする。
- 学科の教育に関し、次のことを踏まえ、よく分析をして教育課程の編成と授業内容を改善向上させる。
  - ・生徒の就業先の業界における人材の専門性に関する動向
  - ・国又は地域の産業振興の方向性
  - ・新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能など
  - ・実業務の現場の状況と動向を把握する
- 法令順守と、企業との強い連携のため、協定書等は必ず締結して、正しく保管する。
- 単位認定の手法について、企業などの意見を聞き、修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価することの精度を上げる。
- 最先端の技術や動向を知るため、企業などからも講師を招き、技術実習などを行う。

② 教育課程の編成に関して次のとおりに意思決定を行う。

- 教育課程編成委員会の意見については、分野別(学科)会議及び学校運営会議にて審議し、学校長の許可を経て、次年度の教育課程の編成及び授業内容の改善向上の教職員研修を実施する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
平瀬 節子	高知県立あき総合病院 看護部長	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日(2年)	③
豊永 雅彦	高知大学理学部教授 工学博士	平成29年9月1日～ 平成31年8月31日(2年)	②
中山 智子	医療法人武田会 高知鏡川病院 看護部長	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日(2年)	③
氏原 知郷	高知開成専門学校 学校長	平成29年9月1日～ 平成31年8月31日(2年)	
佐田 久美子	高知開成専門学校 副校長	平成29年9月1日～ 平成31年8月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 平成29年5月30日 15:00～16:30

第2回 平成30年9月25日 15:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

平成27年4月に新設した看護学科(3年制課程)も平成30年3月に第1期生(39名)を卒業させることができ、卒業生(39名)全員が高知県内の病院に就職することができた。新設前に編成した教育課程も一巡し、教育課程編成の改善点も見えてきた。看護学科は、1035時間の臨地実習を連携施設で行う必要があり、連携施設の臨地実習指導者との情報交換や意見交換が欠かせない。その中で、各臨地実習の実施までに学生が修得しておくべき、知識・技術や社会力、コミュニケーション力など、教育指導上の改善点も見えてきたことから、これに関して提言を受けた。

委員から「精神看護学実習」について、「実習施設側は、アセスメントが重要であると考えて時間をかけて指導しているが、一方、実践の時間が減ってしまう。課題や記録ができていない学生がおり、どこまで踏み込んで指導してよいか困っている。」との意見があり、「精神看護学実習」に限らず、他の領域の実習においても同様のケースが発生していた。実習中における実習施設の指導者と本校の引率教員の連絡体制の見直しとより密に連携を図ること、引率教員による学生の事前及び事後の学習状況の確認を強化すること、引率教員は学生の学習状況の確認結果を教務主任、もしくは副校長に定時連絡を行い、教員全体での情報共有と指導対策ができるように改善を行っている。また、厚生労働省のカリキュラム改訂にも備え、参画委員や連携施設の臨地実習指導者との連携を深め、より学生が現場の知識を学べる教育課程編成に努めている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学科の教育内容の改善と質の向上を図るため、企業や病院・施設、団体等より講師を招聘し、業界の現状と最先端の知識や技術、技能を実習や演習をとおして学び、企業が求める専門性の向上に取り組む。また、教員や学生が直接病院・施設、団体等に出向き、業界の現場を見学し指導助言を仰ぐほか、学生の企業実習の場として実務経験を学ぶ。企業実習や講師の招聘に際しては、関連企業と協定書や実習承諾書を作成する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

高知県内の病院・施設(40施設)と連携をしながら、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「小児看護学」、「母性看護学」、「精神看護学」、「在宅看護論」、「統合実習」の臨地実習を行っている。学生は、「基礎看護学実習Ⅰ」以外の実習では、受け持ち患者を持たせてもらい、連携施設の臨地実習指導者と本校教員の指導を受けながら、臨地実習に臨んでいる。実習中のカンファレンスをほぼ毎日実施するが、中間カンファレンスと最終カンファレンスには連携施設の臨地実習指導者にも参加してもらい、実施している。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅰ	1. 早期臨地実習の体験を通して、看護の魅力を発見し、看護学を学ぶ動機を明確にする。 2. 看護を実践されている場を通して、看護の対象と療養環境および看護の機能を理解する。	あき総合病院、高知西病院、三愛病院、須崎くろしお病院、もみのき病院、リハビリテーション病院すこやかな杜
成人看護学実習Ⅰ	成人期にある人の特徴、及び急性期・周手術期にある患者の身体的・心理的・社会的状況を理解し、患者の人としての尊厳を尊重しながら健康回復に向けて看護展開できる基礎的能力およびその家族の看護援助を学ぶ。	あき総合病院、高知西病院、須崎くろしお病院、細木病院、もみのき病院、リハビリテーション病院すこやかな杜、三愛病院
老年看護学実習Ⅰ	1. 老年期にある対象を総合的に理解する。(死生観、生きがいなど含む) 2. 老年期にある対象とその家族の関係を把握し、理解する。 3. 健康上の課題を持つ高齢者を受け持ち、看護過程が展開できる。 4. 高齢者の意思を尊重し、尊厳を守るような態度が身につく。 5. 老年期の発達段階を踏まえ、個別性を考えた看護援助を理解する。	グループホーム浦戸の里、ケアハウス花の郷高知、特別養護老人ホーム森の里高知
小児看護学実習	小児各期の成長発達を理解し、健康もしくは健康を障害された子どもとその家族に対して看護を実践できる基礎的能力を養う。	高知医療センター、高知大学医学部附属病院、JA高知病院、幡多けんみん病院、細木病院、もみのき病院、もみのき幼稚園
母性看護学実習	妊婦・産婦・褥婦および新生児とその家族を理解し、対象に必要な看護が提供できるための基礎的能力を養う。ライフステージにおける女性の健康と健康障害について理解する。	あき総合病院、JA高知病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

「高知開成専門学校研修等に関する規程」に基づき、教職員の資質向上及び指導力向上を図るため、教職員研修を組織的、計画的に実施する。具体的には校外研修と校内研修を受講する。校外研修では、企業や病院・施設、団体等への教員を派遣し、業界の最新の知識と技術について指導を受ける。また、関係団体が主催する研修会、講演会にはその内容に応じて参加する。校外研修での情報の共有については、代表で参加した教員が全体会で全員に周知する。また、教職研究会では、教職員が教員全員の授業を参観して分かる授業の実践に向け授業改善に取り組むほか、外部講師を招聘して、専門的な立場から具体的な事項について指導を仰ぎ教員としての資質の向上と指導力の向上を目指す。これらを計画的に開催することにより教員の専門分野における実務に関する知識と技術力及び指導力を向上させる。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「中四国ブロック研修会」(連携企業等:一般社団法人日本看護学校協議会)

期間:平成29年7月1日(土) 対象:看護教員

内容:考える看護学生を育てる授業の方法  
(茨城大学 教育学部 准教授 新井 英靖 様)

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「看護教員対象セミナー」(連携企業等:東京アカデミー)

期間:平成29年10月8日(日) 対象:看護教員

内容:看護師国家試験の今、看護師国家試験対策の指導法、模擬講義(血液)  
(東京アカデミー高松校 講師 田中 八重美 様)

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「看護教員継続研修」(連携企業等:公益社団法人高知県看護協会)

期間:平成30年8月29日(水) 対象:看護教員

内容:～看護教育におけるシミュレーション教育～  
(名古屋大学大学院医学系研究科看護学専攻 教授 山内 豊明 様)

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「看護教員継続研修」(連携企業等:公益社団法人高知県看護協会)

期間:平成30年7月21日(土) 対象:看護教員

内容:～共育のススメ 教えることは教わること～看護学生がぐんぐん育つコーチング  
(TNサクセスコーチング株式会社 代表取締役 奥山 美奈 様)

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

- ① 自己評価の評価結果について、学校の関係者による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高めること。
- ② 各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価する。
- ③ 具体的には、次の観点で評価を実施し、学校運営の継続的改善を図る観点から、運営改善のための専門的助言を行う。
  - ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
  - ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
  - ・学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
  - ・学校運営の改善に向けた実際の取り組みが適切かどうか

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1-1 理念・目的・育成人材像は定められているか 1-2 学校における職業教育の特色は何か 1-3 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか 1-4 理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・保護者に周知されているか 1-5 各学科の教育目標、人材育成像は、学科等に対応する業界ニーズに向けて方向づけられているか
(2) 学校運営	2-6 目的等に沿った運営方針は策定されているか 2-7 事業計画に沿った運営方針が策定されているか 2-8 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか 2-9 人事、給与に関する制度は整備されているか 2-10 教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか 2-11 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか 2-12 教育活動に関する情報公開が適切になされているか 2-13 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	3-14 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか 3-15 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 3-16 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか 3-17 キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか 3-18 関連分野の企業・関係施設等、業界団体との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか 3-19 関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか 3-20 授業評価の実施、評価体制はあるか 3-21 職業教育に関する外部関係者の評価を取り入れているか 3-22 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか 3-23 資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか 3-24 人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか 3-25 関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務を含む)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか 3-26 関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか 3-27 職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4) 学修成果	4-28 就職率の向上が図られているか 4-29 資格取得率の向上が図られているか 4-30 退学率の低減が図られているか 4-31 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか 4-32 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校のエデュケーションの改善に活用されているか

(5) 学生支援	5-33 進路・就職に関する支援体制は整備されているか 5-34 学生相談に関する体制は整備されているか 5-35 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 5-36 学生の健康管理を担う組織体制はあるか 5-37 課外活動に対する支援体制は整備されているか 5-38 学生の生活環境への支援は行われているか 5-39 保護者と適切に連携しているか 5-40 卒業生への支援体制はあるか 5-41 社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 5-42 高校・高等専修学校との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6) 教育環境	6-43 施設・設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 6-44 学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか 6-45 防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	7-46 学生募集活動は、適正に行われているか 7-47 学生募集活動において、教育成果は伝えられているか 7-48 学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	8-49 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか 8-50 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか 8-51 財務について会計監査が適正に行われているか 8-52 財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	9-53 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 9-54 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか 9-55 自己評価の実施と問題点の改善に努めているか 9-56 自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	10-57 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか 10-58 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか 10-59 地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

平成29年度(平成30年3月)に看護学科の第1期生(39名)が卒業し、高知県内の病院に全員が就職した。第1期生は、学び直しの社会人も多く、学業に専念するため、一旦職場を離れ、3年間の学業生活を送るのは経済的に非常に厳しい状況であることも見えてきた。委員の方から「学生の学びの支援はどのように対応しているか。」との質問があり、本校独自の奨学金や授業料減免制度、日本学生支援機構奨学金、高知県健康福祉部や医療機関の奨学金で対応している旨を説明した所、委員の方から「厚生労働省などの公的機関の職業訓練に関する制度も利用できるようにした方が良いのではないか。」との意見を受け、申請要件である「第1期生の卒業」を機に各申請手続きを行っていくこととした。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
豊永 雅彦	高知大学理学部教授 工学博士	平成29年9月1日～平成31年8月31日(2年)	教育関係
森木 章人	医療法人治久会 もみのき病院 院長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員
野中 賢二	株式会社CIJほくでん 専務取締役	平成29年9月1日～平成31年8月31日(2年)	企業等委員
深瀬 裕彦	保護者(後援会会長)・高知市議会議員	平成29年9月1日～平成31年8月31日(2年)	保護者
大崎 亮一	卒業生・株式会社CIJほくでん	平成29年9月1日～平成31年8月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ) ( )

URL:http://www.kcom.ac.jp

公表時期:平成30年10月9日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

より実践的な教育活動を実施するに当たっては、企業等の学校関係者の協力を得ながら、実社会で活躍できる人材を送り出すという目的を持って行い、優秀な人材を世の中に送り出すことが地域貢献につながると考えている。より実践的な教育活動の実施に向け、実習・演習等での連携企業や採用担当者に対し、適切な情報の提供が必要である。そのため、本校のアピールポイントとしている事項については、分かり易くかつ積極的に情報発信し、学校が抱える課題・問題等に関する事項についても、適切な情報提供を実施し、関係業界、所轄庁、学生・保護者、地域社会との信頼関係を築き、地元「高知」の地域発展につなげていく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1-1 学校の目標及び計画、経営方針、特色 1-2 校長名、所在地、連絡先等 1-3 学校の沿革 1-4 その他諸活動に関する計画
(2) 各学科等の教育	2-5 入学者に関する受け入れ方針及び入学者数、収容定員、在学学生数 2-6 カリキュラム 2-7 進級・卒業の要件等 2-8 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 2-9 資格取得、検定試験合格等の実績
(3) 教職員	3-10 教職員数 3-11 教職員の組織、教員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	4-12 キャリア教育への取組状況 4-13 実習・実技等の取組状況 4-14 就職支援等への取組支援
(5) 様々な教育活動・教育環境	5-15 学校行事への取組状況 5-16 課外活動
(6) 学生の生活支援	6-17 学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	7-18 学生納付金の取り扱い 7-19 活用できる経済的支援措置の内容等
(8) 学校の財務	8-20 事業報告書・貸借対照表・収支計算書・監査報告書
(9) 学校評価	9-21 自己評価・学校関係者評価の結果 9-22 評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) ( )

URL:<http://www.kcom.ac.jp>

## 授業科目等の概要

(医療専門課程看護学科) 平成30年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			論理学	論理的思考力を育成し、また、論理的な表現能力を身に付ける。文体と書き言葉、文章の構成、段落内の構成、引用の仕方、意見の述べ方など、論理的文章の作成に必要な基本的技能を身に付けることを目指す。	1	15	1	○			○			○		
○			心理学とコミュニケーション	心理学におけるコミュニケーションとは、言語的やりとりだけに限定されるものではなく、他者との関わり合い全般を包括的に含む概念である。そこで本講義では、私たちのこのころのメカニズムを幅広く理解しながら、他者と自己との関係性、また良好なコミュニケーションの基礎となる知識を習得することを目的とする。	1	30	1	○			○				○	
○			教育学	教育の意義、本質、目的、方法、評価を理解する。患者、家族、および看護職間での教育的かわりかかわりが持てる知識や方法を学ぶ。教育を受ける側、教える側の両面からみた教育を学ぶ。	1	30	1	○			○				○	
○			国語表現技法	社会人として必要な日本語力を身につけ、自分の意見や考えを相手に「説得力」を持って伝えるために必要な考え方や文章の書き方、発表方法を学ぶ。	1	15	1	○			○					○
○			社会学	看護現場を社会的な視点から捉えることができるようになる。	1	30	1	○			○					○
○			人間関係論	私たちは誕生した瞬間から死を迎えるまで、様々な人と関わり合いながら生きている。本講義では、人間関係の基礎を成す母子関係から人間関係に起因する臨床的問題まで多様なテーマを扱い、受講者自身が日々の人間関係についてより深く考え、また理解することを目的とする。	1	30	1	○			○					○
○			英語	看護系学生のための実践的英語演習を行う。病院に従事する人のための現場における対応が英語で行えるよう、会話とアクティビティを通して基本的な英会話力を身につける。	1	30	1	○			○					○
○			統計学的な思考論	少数回の観察から確率を用いて結論を下す考え方と方法を学習する。同時に我々は無意識のうちに身の回りで起こる少数の現象を観察し、確率的に判断して行動していることを理解する。統計学の基礎である母集団、標本、標本抽出、母数、統計量等の概念、仮説検定や推定の基本的な考え方を理解し、実際の場面でよく使われる統計手法のいくつかを学習する。	2	30	1	○			○					○

○		家族論	社会的存在としての個人を理解し、家族の機能・役割について理解する。家族や社会が人間にどのような影響を与え、成長していくのかを理解し、人間を社会的存在として捉えることを学習する。家族を単位として捉えた看護の対象を理解する。	2	30	1	○			○							
○		カウンセリング理論と技法	心のしくみと働きについて理解するとともに、精神的な健康に対する援助について基本的知識、技術、態度を学ぶ。	2	30	1	○			○							○
○		情報処理の基礎	情報機器の高度化に対応できる素養を身に付けるため、適宜、コンピュータを使った実習により、情報リテラシーを習得する。看護ニーズとしての医療情報に関して、必要な情報を早く正確に入手し、理解し、活用できる基礎能力を習得するため、コンピュータの基本操作から、文書処理・表計算処理を学習し、卒業研究に備える。また、研究発表に対応するためにプレゼンテーションの方法を学習する。	2	30	1	○			○							○
○		情報活用と基本概念	情報科学に関する基礎知識を習得し、高度情報化社会に生きる医療従事者として、コンピュータを正しく扱い、看護ニーズとしての医療情報を早く正確に入手して、活用できる基礎能力を身につける。	3	30	1	○			○							○
○		地域社会の歴史と文化	社会文化を学び、自らの文化を考え、自己と他者の理解を深める。先人の行動を通して、時代を変える発想、違う観点での物事の見方を知る。主体的な責任感を持って行動することの重要性を知る。	3	15	1	○			○							○
○		研究・論文の技法	研究の意義や基本的な知識を習得できる。 1. 研究について基本的な知識と記述方法について学ぶ。 2. 研究における倫理について学ぶ。 3. ケーススタディの基礎知識と記述方法を習得し、ケースレポートを作成する。 4. ケースレポートの発表ができる。	3	30	1	○			○							○
○		人体の構造Ⅰ	人体の正常な形態とその形成過程および機能的意義について、系統的に理解する。人体の発生過程と構造を系統的に理解する。	1	30	1	○			○							○
○		人体の構造Ⅱ	人体の正常な形態とその形成過程および機能的意義について、系統的に理解する。人体の形態と機能を系統的に理解する。	1	30	1	○			○							○
○		生体の機能Ⅰ	人体の正常な形態とその形成過程および機能的意義について、系統的に理解する。人体の発生過程と構造を系統的に理解する。	1	30	1	○			○							○
○		生体の機能Ⅱ	人体の正常な形態とその形成過程および機能的意義について、系統的に理解する。人体の形態と機能を系統的に理解する。	1	30	1	○			○							○
○		生化学	生体の構成成分を化学的に理解し、その化学変化によって、生命が成り立っていることを学ぶ。人体を作る細胞を理解し構成成分を知る。物質の代謝活動を知り、同化、異化作用について理解する。体内の化学物質の動態と疾病の関係が理解できる。	1	30	1	○			○							○





○			基礎看護学技術方法論Ⅰ	<p>1. 看護が人間の健康保持・増進をめざす実践活動であることを確認し、個々の対象に対する看護が理解できるための、基礎的知識・技術・態度を学ぶ。</p> <p>2. 身体的状態を客観的に観察する技術として、身体測定とバイタルサイン測定の意義と方法を学ぶ。</p> <p>3. 対象の基本的ニーズを満たすための個別性のある援助の必要性と、対象にとってより望ましい状態へ調整できる看護援助を学ぶ。また、学内実習を通し、それぞれの援助について根拠を考え、実施する。</p>	1	30	1	○			○	○						
○			基礎看護学技術方法論Ⅱ	<p>1. 看護が、人間の健康の増進を目指す、実践活動であることを確認し、個々の対象に対する看護が理解できるための、基本的知識、技術、態度を学ぶ。</p> <p>2. 対象の基本的ニーズを満たすための個別性のある援助の必要性と、対象にとってより望ましい状態へ調整できる看護援助を学ぶ。また、学内実習を通して、それぞれの援助について根拠を考え、実施する。</p>	1	30	1	○			○	○						
○			基礎看護学技術方法論Ⅲ	<p>1. 看護が人間の健康の保持、増進をめざす、実践活動であることを確認し、個々の対象に対する看護が理解できるための基本的知識、技術、態度を学ぶ。</p> <p>2. 対象の基本的ニーズを満たすための個別性のある援助の必要性と、対象にとってより望ましい状態へ調整できる看護援助を学ぶ。また学内実習を通し、それぞれの援助について根拠を考え、実施する。</p>	1	30	1	○			○	○						
○			基礎看護学技術方法論Ⅳ	<p>1. 看護が人間の健康の保持増進をめざす実践活動であることを確認し、個々の対象に対する看護が理解できるための基礎的知識、技術、態度を学ぶ。</p> <p>2. 対象の基本的ニーズを満たすための個別性のある援助の必要性と対象にとってより望ましい状態へ調整できる看護援助を学ぶ。また学内実習を通しそれぞれの援助について根拠を考え実施する。</p>	1	30	1	○			○	○						
○			基礎看護学技術方法論Ⅴ	<p>1. 看護が人間の健康の保持、増進をめざす、活動実践であることを確認し、個々の対象に対する看護が理解できるための基礎的知識、技術、態度を学ぶ。</p> <p>2. 対象の基本的ニーズをに満たすための個別性のある援助の必要性と、対象にとってより望ましい状態へ調整できる看護援助を学ぶ。また、学内実習を通し、それぞれの援助について根拠を考え、実施する。</p>	1	30	1	○			○	○						

○		基礎看護学技術方法論Ⅵ	1. 看護が人間の健康保持、増進をめざす活動実践であることを確認し、個々の対象に対する看護ができるための基本的知識、技術、態度を学ぶ。2. 対象の基本的ニーズを満たすための個別性のある援助の必要性と対象にとって、より望ましい状態へ調整できる看護援助を学ぶ。また学内実習を通して、それぞれの援助について根拠を考え、実施する。	1	30	1	○			○	○								
○		看護過程論	看護実践の方法として、看護の守備範囲や看護の問題の表記方法など看護診断の基礎を含めた看護過程が理解でき、看護過程の展開について事例を通して具体的方法が理解でき、展開できる。	1	30	1	○			○	○								
○		フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメントの意義について理解し、対象の健康状態を総合的に判断するための知識・技術を学ぶ。	2	30	1	○			○	○								
○		基礎看護学実習Ⅰ	1. 早期臨地実習の体験を通して、看護の魅力を発見し、看護学を学ぶ動機を明確にする。2. 看護を実践されている場を通して、看護の対象と療養環境および看護の機能を理解する。	1	45	1				○	○	○						○	
○		基礎看護学実習Ⅱ	1. さまざまな対象者とコミュニケーションを図る能力を養うとともに、看護者としての基礎的能力を養う。2. 援助的人間関係を通して、対象の健康・生活上の課題を把握し、看護過程の展開を通して、健康回復のために必要な看護を実践する基本を学ぶ。	1	90	2				○	○	○							○
○		成人看護学総論	1. 成人保健の動向及び成人期にある対象を理解し、成人看護の目的と役割が理解できる。2. 成人期の健康に影響を及ぼす因子について理解し、健康の保持増進や疾病のための看護及び成人期の保健動向と保健対策を概括的に理解できる。	1	30	1	○			○	○								
○		成人看護学方法論Ⅰ	急性期にある対象の特徴を理解し、心身ともにストレスフルな状態を理解するための基礎となる考えや理論を理解する。また、患者や家族が危機を脱していけるような看護の役割と方法を学ぶ。	2	30	1	○			○	○								
○		成人看護学方法論Ⅱ	急激な身体侵襲を受け、生体反応が著明に現れる時期の特徴を理解し、対象者の身体的変化や心理的特徴や治癒過程を踏まえ、回復期に移行する段階に即した看護を学ぶ。手術療法については、特徴的な手術を受ける患者の機能障害が及ぼす生活の制限に対する看護援助を演習を通して学ぶ。	2	30	1	○			○	○								
○		成人看護学方法論Ⅲ	生涯にわたりコントロールを必要とする慢性疾患の対象及び家族の特徴を知ると共に慢性期における看護援助のあり方について学ぶ。	1	15	1	○			○	○								

○		成人看護学方法論Ⅳ	慢性期にある対象者が持つ様々な課題について、事例を用いて課題解決のプロセスを学ぶことにより、成人期の対象と看護の理解を深める。また、化学療法を受ける患者の看護援助を学ぶ。	2	30	1	○				○	○		
○		成人看護学方法論Ⅴ	リハビリテーションの発展過程から現在の「障害者」「高齢者」の状況を学ぶ。障害を持つ人や高齢者が住み慣れた地域で生活していくにはどのような援助・支援が望ましいのか、人・環境・社会等の側面から「リハビリテーションの本来の意味」である「全人的復権」について学ぶ。	2	15	1	○				○	○		
○		成人看護学方法論Ⅵ	身体侵襲を受けた対象者の身体的機能が安定した状態から回復に向かう過程において、リハビリテーション対象者の援助に必要な基礎的知識を学ぶ。急性期から脱した対象者の身体機能障害に応じた具体的な看護援助の方法を学ぶ。	2	30	1	○				○	○		
○		成人看護学方法論Ⅶ	終末期にある対象及び家族のニーズを知り、その状況に応じた看護の役割と方法を学ぶ。	3	15	1	○				○		○	
○		老年看護学総論Ⅰ	老年期の意味や加齢による身体的、心理的・社会的変化を理解し、高齢者のライフスタイルやニーズ、超高齢社会の保健、医療、福祉に対する理解を深め、老年看護の目標・役割について学ぶ。	1	15	1	○				○	○		
○		老年看護学総論Ⅱ	超高齢社会の保健、医療、福祉に対する理解を深め、加齢に伴う身体的および精神的機能の変化が老年期(高齢期)の疾病の発症や生活の質(QOL)に及ぼす影響を理解し、適切な看護援助について学ぶ。	1	30	1	○				○		○	
○		老年看護学方法論Ⅰ	老年期にある対象を総合的に理解し、健康維持、障害時の対応が学習する。	2	30	1	○				○	○		
○		老年看護学方法論Ⅱ	老年の特徴を踏まえ、疾病・障害を持つ老年に対する状況・症状別看護の視点と看護の展開についての基本を学ぶ。	2	30	1	○				○		○	
○		小児看護学総論Ⅰ	小児看護学の理念と特性について学ぶ。	1	15	1	○				○	○		
○		小児看護学総論Ⅱ	小児の健康問題を総合的に理解するために社会の中の小児を理解する。また、小児を巡る諸問題への対策について考え、小児にとっての環境の重要性を理解する。	1	30	1	○				○	○		
○		小児看護学方法論Ⅰ	小児の成長発達段階の特徴と健全な成長・発達を理解し、発達に適した生活ができるための方法を理解する。	2	30	1	○				○	○		

○		小児看護学方法論Ⅱ	小児の成長発達段階の特徴と健全な成長・発達を理解し、発達に適した生活ができるための方法を理解する健康障害を持つ子どもの生活行動への援助方法、症状緩和の援助方法など、小児看護技術特殊技術に関する知識や方法を学ぶ。	2	30	1	○			○								
○		母性看護学総論Ⅰ	母性の概念および母性の特性や発達段階に応じた女性の健康と健康問題を通して、母性看護に必要な知識を学ぶ。母性看護の対象を女性だけでなく、子どもを産み育てるものとして広くとらえて、母性を取り巻く社会の現状と母子保健動向を知り、母性看護の役割について学ぶ。また女性のライフサイクルの特徴を理解し、各期に必要な保健指導や対策を学ぶ。	1	15	1	○			○								
○		母性看護学総論Ⅱ	母性の概念および母性の特性や発達段階に応じた女性の健康と健康問題を通して、母性看護に必要な知識を学ぶ。また、母性看護の対象を女性だけでなく、子どもを産み育てるものとして広くとらえて、母性を取り巻く社会の現状と母子保健動向を知り、母性看護の役割について学ぶ。また女性のライフサイクルの特徴を理解し、各期に必要な保健指導や対策を学ぶ。	1	30	1	○			○								
○		母性看護学方法論Ⅰ	母性看護の特性を理解し、妊娠・分娩・産褥期にある対象および新生児に対する看護実践に必要な知識を身に付ける。	2	30	1	○			○								
○		母性看護学方法論Ⅱ	妊娠・分娩・産褥期にある対象および新生児に対する知識・看護実践の理解をふまえ、ハイリスクな状況にある対象を理解し、家族を含めた母性看護を学ぶ。	2	30	1	○			○								
○		精神看護学総論Ⅰ	精神看護の概要を学ぶ。精神看護の目的、精神保健・医療・福祉・看護の歴史と現状・課題、精神看護の対象と特徴、基本的な看護技術と方法、患者－看護師関係の形成・発展および自己洞察の重要性が理解できる。	2	15	1	○			○								
○		精神看護学総論Ⅱ	精神看護の概要を学ぶ。精神看護の目的、精神保健・医療・福祉・看護の歴史と現状・課題、精神看護の対象と特徴、基本的な看護技術と方法、患者－看護師関係の形成・発展および自己洞察の重要性が理解できる。	2	30	1	○			○								
○		精神看護学方法論Ⅰ	精神医学・医療の基礎知識を学び、主な精神疾患、症状、検査、治療について理解する。	2	15	1	○			○								
○		精神看護学方法論Ⅱ	疾病や障害、ライフステージに合わせた看護のあり方を理解する。また、健康を維持し、回復する時にどのようなかわりが必要なのか理解する。	2	30	1	○			○								

○		成人看護学実習Ⅰ：急性期看護	成人期にある人の特徴、及び急性期・周手術期にある患者の身体的・心理的・社会的状況を理解し、患者の人としての尊厳を尊重しながら健康回復に向けて看護展開できる基礎的能力およびその家族の看護援助を学ぶ。	2	45	1			○	○	○	○
○		成人看護学実習Ⅱ：急性期看護	成人期にある人の特徴、及び急性期・周手術期にある患者の身体的・心理的・社会的状況を理解し、患者の人としての尊厳を尊重しながら健康回復に向けて看護展開できる基礎的能力およびその家族の看護援助を学ぶ。	2	90	2			○	○	○	○
○		成人看護学実習Ⅲ：慢性期看護	1. 成人期にあり慢性的経過をたどる対象を包括的に理解し、健康レベルを的確に判断したうえで、対象のQOLの維持・向上に視点をおいた方法で、個別的な健康課題解決に向けての看護実践を行うことができる基礎能力および態度を養う。2. 慢性的経過をたどる対象の健康支援を行う看護専門職者として、チームの連携・協働を理解するとともに、慢性期における看護を幅広い視野でとらえることができる。3. 既習学習において系統的かつ統合的に習得した知識・技術・態度を臨地実習の場面で、効果的に活用できる基礎的能力を養う。	2	45	1			○	○	○	○
○		成人看護学実習Ⅳ：慢性期看護	1. 成人期にあり慢性的経過をたどる対象を包括的に理解し、健康レベルを的確に判断したうえで、対象のQOLの維持・向上に視点をおいた方法で、個別的な健康課題解決に向けての看護実践を行うことができる基礎能力および態度を養う。2. 慢性的経過をたどる対象の健康支援を行う看護専門職者として、チームの連携・協働を理解するとともに、慢性期における看護を幅広い視野でとらえることができる。3. 既習学習において系統的かつ統合的に習得した知識・技術・態度を臨地実習の場面で、効果的に活用できる基礎的能力を養う。	2	90	2			○	○	○	○
○		老年看護学実習Ⅰ	1. 老年期にある対象を総合的に理解する。(死生観、生きがいなど含む) 2. 老年期にある対象とその家族の関係を把握し、理解する。3. 健康上の課題を持つ高齢者を受け持ち、看護過程が展開できる。4. 高齢者の意思を尊重し、尊厳を守るような態度が身につく。5. 老年期の発達段階を踏まえ、個別性を考えた看護援助を理解する。	3	90	2			○	○	○	○
○		老年看護学実習Ⅱ	1. 加齢に伴って起こる疾病・障害を理解し、受け持ち患者に対して援助技術を工夫した看護過程が展開できる。2. 高齢者とその家族の関係を把握し、高齢者を持つ家族の問題を理解する。3. 高齢者の意思を尊重し、尊厳を守った対応ができる。4. 高齢者の自然体としての人生の終末期の特徴を理解する。5. 高齢者に必要な社会資源について理解する。	3	90	2			○	○	○	○

○		小児看護学実習	小児各期の成長発達を理解し、健康もしくは健康を障害された子どもとその家族に対して看護を実践できる基礎的能力を養う。	3	90	2			○		○	○		○
○		母性看護学実習	妊婦・産婦・褥婦および新生児とその家族を理解し、対象に必要な看護が提供できるための基礎的能力を養う。ライフステージにおける女性の健康と健康障害について理解する。	3	90	2			○		○	○		○
○		精神看護学実習	精神に障害を持つ人の特徴や治療過程を理解し、社会参加に向けての個別的な看護が実践できる能力を身につける。	3	90	2			○		○	○		○
○		在宅看護総論	地域で生活しながら療養する人と家族が置かれている状況や抱える問題を理解し、在宅療養生活の支援をするための看護の役割及び社会資源の活用、関係職種と関連の必要性について学ぶ。	2	30	1	○			○		○		
○		在宅看護方法論Ⅰ	地域で生活しながら療養する人が抱える主な疾患と看護を理解する。また、生活状況や障害に応じた看護の方法を学ぶ。	2	15	1	○			○		○		
○		在宅看護方法論Ⅱ	在宅看護の現状と実際を知り、在宅看護活動に必要な知識・技術・態度を学び理解でき、生活環境を考慮した在宅における生活援助を学ぶ。	2	30	1	○			○		○		
○		在宅看護方法論Ⅲ	地域や地域で暮らす人々の生活についての理解を深め、保健・医療・福祉活動の中での在宅看護の概要や役割を考える。また、関係職種との連携・チームケアの重要性を学ぶ。	2	15	1	○			○		○		
○		看護管理	看護専門職として最良の看護実践をする責任と理解し、計画、組織化、支持、調整、統制を行う基礎的なマネジメント能力を養う。また、ヘルスケアマネジメントを創造し、チームや組織、システムを動かしていくためのマネジメント、リーダーシップの必要性を理解する。	3	15	1	○			○		○	○	
○		災害看護	災害の特徴、災害医療および看護の基本を理解するとともに、災害各期の看護に必要な知識、急性期の救護活動に必要な基本的救護技術を習得し、実践に活かすことができる能力を養う。	3	15	1	○			○				○
○		医療安全	医療安全の基礎的知識を学び、安全の重要性を理解する。医療事故の動向、発生要因の理解とインシデントの分析方法を学ぶ。	2	15	1	○			○		○		

○		医療と経済	社会構造の変化や国民の価値観の変化により、現代の医療システムは、医療と介護の連携など大きく改革が進められている。その医療システムの概要と変化の時代における看護の役割を理解する。我が国の医療の現状や国の政策、将来の見通しなどを理解する。医療における経済的視点を養う。	3	15	1	○			○			○
○		看護技術評価	厚生労働省が提示している「看護教育の技術項目と卒業時の到達度」に準ずるレベルの看護技術を看護の状況に応じて活用する能力を養う。卒業時に最小限度の必要な各技術の根拠を明確にでき、技術を実践することができる。また、事例を通して必要な看護技術の判断ができ、応用することができる。	3	30	1	○			○			○
○		在宅看護論実習	在宅（地域）看護の対象者（本人・家族）のニーズおよび生活特性を理解し、対象者の健康保持・増進、疾病予防、QOLの維持・向上した生活の拡大、自立に向けての看護活動の役割や特徴を学ぶ。また、地域住民とのふれあいの中での体験や実感を通して保健・医療・福祉の連携体制の理解を深めるとともに看護が展開できる能力と態度を養う。	3	90	2				○		○	○
○		統合実習	医療・看護チームの一員としての体験を通して、総合的な看護実践能力を培うとともに、看護に対する考えを探求する。また、様々な職種とその役割を知り、看護の役割と責務について学ぶ。さらに、地域の保健活動の現状とそこで暮らす人々の健康に対するニーズを理解し、看護職者の地域看護における役割と関係職種の役割・連携について学ぶ。	3	90	2				○		○	○
合計			93科目	3015単位時間(103単位)									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<b>【卒業の認定】</b> ①3年間の履修科目の103単位を全て修得し、かつ授業時数が3015時間であること ②学納金が全額納入済みであること  <b>【進級の認定】</b> ①各年次の全ての授業科目の単位を履修し、各授業科目の出席時数が3分の2以上であること ②学納金が全額納入済みであること  <b>【単位の修得】</b> 各期の定期試験の点数と出席時数により次の通り判定する。 ● 秀・・・授業科目の試験が95点以上の者で、出席時数が3分の2以上の者 ● 優・・・授業科目の試験が80点以上の者で、出席時数が3分の2以上の者 ● 良・・・授業科目の試験が70点以上の者で、出席時数が3分の2以上の者 ● 可・・・授業科目の試験が60点以上の者で、出席時数が3分の2以上の者 ● 不可・・・授業科目の試験が60点未満の者、または、出席時数が3分の2未満の者	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	35週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。